

●香川県告示第61号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条第1項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和6年3月15日

香川県知事 池 田 豊 人

指 定 年月日	指定番号	施術者の氏名及び住所	施術所の名称及び所在地	診療科目 (業務の種類)
令和6年 1月1日	香生施437	相賀 大二郎 東かがわ市松原592番地1	あぐり治療院 東かがわ市松原60番地3	はり・きゅう